

岩手県告示第 843 号

平成 19 年 10 月 25 日付け官報第 4695 号登載保安林の指定施業要件を変更する件（平成 19 年農林水産省告示第 1323 号）の内容について、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条第 3 項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため、通知することができないので、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 奥州市衣川区畦畑山 18 の 2、18 の 4 から 18 の 6 まで、18 の 9、18 の 17 から 18 の 19 まで、18 の 21、18 の 23、18 の 24、18 の 26、18 の 30、18 の 44 から 18 の 48 まで、18 の 56、18 の 57、18 の 61 から 18 の 64 まで、下大森 198 の 171、198 の 177、後山 18 の 23、18 の 28、増沢 273 の 58、盛岡市新庄字中津川 21 の 1、字小貝沢 1 の 9、1 の 11、和賀郡西和賀町川尻 41 地割 95 の 16、95 の 22、湯川 52 地割 1 の 16、1 の 31、1 の 58、53 地割 1 の 3、1 の 60、2 の 3
- (2) 所在が不明である通知の相手方 芦萱徳雄、伊藤剛、及川欣平、及川堅一、小形和昭、小形林平、金沢草美、金沢吉展、上村建洋、狩原弘一、小坂守、斎藤洋三、佐々木幸夫、菅原暲、菅原泉、菅原廣、鈴木丑雄、高鷹リエ、高橋アイ、高橋修、高橋信雄、高橋安雄、高橋ミヨ、高橋義見、高橋吉郎、田中鉦業(株)、千田哲、千田庄市、千葉慎、増田光子、増田みね子、矢部博子、有限会社総合環境事業サービス、吉野久三郎、吉野國雄、渡辺定義

2 通知の内容 次のとおりとする。

備考 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県農林水産部森林保全課並びに関係市役所及び関係町役場に備えておいて縦覧に供する。